

議員提出議案第 1 1 号

議案第 4 2 号「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の制定について」に対する附帯決議

「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」の施行に当たっては、下記の事項について実施することを求める。

記

- 1 市長等の執行機関に対する義務規定及び努力規定は、実施上の規則等を制定する際は、議会と協議をすること。
- 2 市民及び事業者等に対する義務規定及び努力規定は、根拠や基準が不明確であるため、条例が期待する効果が危ぶまれることから、規則等を制定する際は、議会と協議をすること。

以上、決議する。

平成 2 3 年 3 月 4 日提出

提出者	さいたま市議会議員	沢 田	力
	同	稲 川	晴 彦
	同	加 藤	得 二
	同	小 松	豊 吉
賛成者	さいたま市議会議員	霜 田	紀 子
	同	青 羽	健 仁